道路工事実施協議の手引き

【提出いただくもの】

①片側交互通行，歩道規制等の場合

　●道路工事実施協議書　２部

②車両全面通行止めの場合

　●道路工事実施協議書　２部

　●道路通行制限実施に関する通知書（警察署長宛）　１部

　●道路通行制限実施に関する通知書（消防長宛）　　１部

【添付書類】

　「協議書」「通知書」に同じものをそれぞれつけてください。

　１．位置図

　　※　規制する箇所を朱書すること。

　　※　全面通行止めの場合は，迂回路として設定する路線を明示のこと。

　２．保安施設図

　　※　バリケード，看板，誘導員等の内容を明示すること。

　　※　道路幅員，規制幅員，通行可能幅員及び規制部分の延長を記入のこと。

　３．設置看板の図柄

　４．近隣住民への通知

【手続きの流れ】

　１．当課へ道路工事実施協議書等の提出

　２．市から警察署へ協議書等の提出

　３．警察署から「同意する」との回答を得た協議書の写しの受け渡し

　４．工事申請者から，協議書回答の写しを道路使用許可申請書に添付し，警察署へ提出

　５．警察署からの道路使用許可（工事着工可能）

　　※　道路占用許可又は工事承認が必要な場合は，そちらの手続きも必要になります

～よくある指摘事項～

○交通規制関係

「位置図」

・工事箇所を明記すること。

「保安施設図」

片側交互通行

・車両通行帯を２．５ｍ以上確保すること。

車両通行止め

・歩行者・二輪車通行帯を０．７５ｍ以上確保すること。

「規制図」

・規制箇所、交通誘導員・工事看板の配置箇所を明記すること。

・工事看板の図柄をまとめて番号を付記しておき、工事看板の配置箇所に使用する図柄の番号を記載すること。

片側交互通行

・規制箇所の両端点に交通誘導員・工事看板を設置すること。

車両通行止め

・規制箇所の道路及び接続している道路の交差点に交通誘導員・工事看板を配置すること。

・迂回路を設定すること。

・迂回路については、規制箇所の起点～終点まで到達するように設定すること。

・道路が行き止まりのため迂回路が取れない場合は、その旨を明記すること。

○復旧図面

「断面図」

・粒材及びアスコン：密粒アスファルト

・粒度調整剤：Ｍ－３０

・切込砕石：ＲＣ－４０

・路盤下：川砂又は改良土

・土被りについては、以下のとおり確保すること。

（１）電気事業及び電気通信事業等

　①電線を車道の地下に設ける場合

　　道路の舗装の厚さ（路面から路盤の最下面までの距離。以下同じ）に０．３ｍを加えた値（当該値が０．６ｍに満たない場合には、０．６ｍ）以下としないこと。

　②電線を歩道の地下に設ける場合

　　０．５ｍ以下としないこと。ただし、車両の乗り入れ等のための切り下げ部分（以下「切り下げ部」という）がある場合で、０．５ｍ以下となるときは、十分な強度を有する管路等を使用する場合を除き、所要の防護措置を講じること。